公告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 2 項の規定により 大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第 3 項において準 用する同法第 5 条第 3 項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和7年11月11日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び恵那県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和7年11月11日

岐阜県知事 江崎 禎英

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ミッキー中津川店 中津川市中津川2994-7
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ミッキー 代表取締役 兼山 昌憲 中津川市中津川 2 9 9 4 - 7
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり)

項目	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	141 台	95 台
荷さばき施設の位置及び面積	83 m²	103 m²

廃棄物等の保管施設の位置及び容量 43.5 m³ 15.3 m³

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

項目	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	① $9:30 \sim 21:00$ ② $10:00 \sim 21:00$	7:00~22:00
来客が駐車場を利用することができる時間帯	9:00~21:30	6:30 ~ 22:30
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	8:00~18:00	① $6:00 \sim 23:00$ ② $23:00 \sim 6:00$

4 届出年月日

令和7年10月31日